

滞納処分対策の実例

(第41回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 第8分科会)

報告者 司法書士 仲道宗弘 (群馬)

(滞納処分対策全国会議 事務局次長)

実例 1

- 60代の男性（Aさん）
- 息子、息子の妻、孫3人（小学生1人、保育園児2人）の計6人暮らし。
- 給与額は手取りで約25万円
- かつて自営（個人事業）で建設業を行っており、過去に滞納した国保税、固定資産税（不動産は既に競売済）の残額が当時約80万円あった。
- これを月々3万円ずつ分納していたが、一度だけその3万円の分納を怠ったため、市役所が給与を差し押さえた。
- 「15万円近く給料を市役所に差し押さえられました。何とかならないでしょうか」

実例 1

- Aさんからの聞き取り
- 「実は、息子夫婦や孫たちとは世帯を分けていて、私一人の住民票になっています」
- 世帯分離をしてAさんひとりの住民票にしたのは、世帯収入が高額になって孫たちの保育料が高額になるのを避けるためで、実際には同じ屋根の下で一家6人で暮らしている、とのこと。
- はたしてこの場合、Aさんの給料の差押えは許されるのか。
- 給料等の差押禁止（国税徴収法76条）
差押え禁止額＝A（給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料）
＋B（最低生活費相当額（10万＋4.5万×滞納者と生計を一にする親族数※））
＋生活費の加算額（（総支給額－A－B）の2割）

※国税徴収法76条1項4号「滞納者と生計を一にする親族」

実例 1

- 住民票だけみるとAさんはひとり世帯。
- 給料の手取り額から10万円を差し引いた約15万円の差押えが許されるようにも見える。
- しかし実際にはAさんは息子たちと6人で生活し、Aさんひとりで息子夫婦や孫たちを扶養しているわけではないが、息子夫婦や孫たちと家計は同一である。
- 6人暮らしだとすると、少なくとも10万円+4.5万×5=32.5万円までは差押え禁止となる。
- 国税徴収法76条1項4号「滞納者と生計を一にする親族」はいかに考えるべきか？
- なお、国税徴収法37条1号に「生計を一にする配偶者その他の親族」、同38条に「生計を一にする親族」の語があり、これらと同一に解釈してよいか問題となる。

実例 1

- 国税徴収法基本通達37-6
法第37条第1号の「生計を一にする」とは、有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居をともにしていない場合においても、常に生活費、学資金又は療養費等を送金して扶養しているときは、生計を一にするものとする。
なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。
- ★滞納処分対策全国会議と国税庁との懇談における国税庁の回答
(2022.10.8.)
「生計を一にする親族」の解釈は、ご指摘の通り、別居中であっても、生活費、学資、療養費などを送金し、扶養しているときは「生計を一にする親族」と解釈する。同居の場合も、完全に独立した状態が明白な場合以外は、「生計を一にする親族」として取り扱うとされている。

実例 1

- Aさんはいわゆる世帯分離により住民票を分けてはいるが、息子夫婦らと独立した生活を営んでいるわけではなく、家計も同一である。
 - 実例1 実際の対応
 - ①まずAさんに市役所の住民課まで行ってもらい、給与を差し押さえられた前月の日付で息子夫婦の世帯に加入し、同じ世帯にする。（住民票に6人が記載される）
 - ②次に6人が記載された住民票を持参し、市役所の収納課で住民票を呈示、この給与差押えが国税徴収法76条1項4号に反することを主張する。
 - ③その場で、差し押さえられた約15万円が還付された。
- ※なお役所によっては、滞納者と同居している親族について、「扶養の事実が明確でなければ生計を一にする親族と認めない。よって76条1項4号に規定する親族にカウントできない」などとして、1人につき45,000円の差押禁止額への算入を除外すると主張することがある。
- だが、前述の通り国税庁はこうした見解は取っていない。

実例 2

- 50代の女性（Bさん）
- 母子家庭で、息子（Cさん 22歳）は高校を出てからすぐ働いているが、なかなか就労先が安定せず、転職を繰り返している。雇用形態は非正規雇用が多い。
- Bさんは、地元企業に勤務し、社会保険に加入している。給与額は手取りで20万円ほど。

- ある日、Bさんは勤務先で上司から呼び出され、こう言われた。
「市役所から給料の金額などを教えてほしいという調査書類が来てます」
「心当たりはないですか」

- Bさんは何のことだったかわからなかったのですが、そのままにしていたが、月末に給与から、約5万円が差し押さえられていた。

実例 2

- Bさんはビックリして市役所に問い合わせた。自分は税金を全く滞納していなかったからである。すると市役所の職員は、「息子さん（Cさん）の国民健康保険税が滞納していたので、世帯主であるあなたの給与を差し押さえました」
- 「あなた（Bさん）宛てに督促状を発送していますよね？」と回答した。
- 確かに自分宛てに督促状が来ていたが、息子Cの国民健康保険税の滞納によってなぜ自分の給与が差し押さえられるのか、そんな説明は受けた覚えはない。まったく納得できない。
- 「先生、こんなことがあると職場にもいづらくなってしまいます。何とかならないでしょうか？」

実例 2

- 国民健康保険料（税）はだれに納付義務があるか？→ 世帯主である。
（国保法76条1項、地方税法703条の4 1項）
- 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、国保料（税）は世帯主に課税される。
（擬制世帯主）
- 社会保険に加入するBさんは被保険者ではないが、世帯主であったため、納付義務を負うことになった。納付を怠れば、滞納処分を受ける。（国保法79条の2・地自法231条の3、地方税法728条）
- したがって、Bさんが滞納処分を受けるのはやむを得ない...だが、それでは解決にはならない！

実例 2

- 本件の問題点と解決に向けて
 1. 国民健康保険料（税）の納付義務が世帯主にあること、納付しなければ滞納処分を受けるという不利益について、あらかじめBさんに告知したのか？
 - 市役所は督促状を世帯主宛てに送っていると説明。市のHPにも記載があるとする。
 2. 世帯主に納付義務があることはやむなく認めるとして、①世帯分離や②住民票上の世帯主の変更で対応すべきなのは？
 - こうした方法によって、将来の滞納についてBさんは滞納処分の危険から逃れる。だが、すでに生じた滞納については依然として滞納処分の危険がある。

※これ以外に、国民健康保険における世帯主の変更という制度もある。ただし、擬制世帯主に国保料の滞納がある場合や、変更した後に世帯主に保険料(税)の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込めなければ変更できない。

(平成13年12月25日保発第291号 都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知 参照)

実例 2

3. そもそも息子Cはなぜ国民健康保険に加入しているのか？社会保険（健康保険）に加入することはできないのか？
- (1) 社会保険（健康保険）の加入条件 → 健康保険法3条参照のこと
Cが働く事業所は①強制適用事業所であり、Cはその事業所において②常時雇用されている従業員か、少なくとも週の所定労働時間が常時雇用されている従業員の4分の3以上、かつ1月間の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上であれば、Cの勤務先にはCを社会保険（健康保険）に加入させる義務がある。
- (2) Cは社会保険に遡及して加入することができるか。
健康保険法193条1項
保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

実例 2

- 実例2の対応

1. Bの代理人として、Cの勤務先に対し内容証明郵便を送付。

「貴社は、その従業員であるCにつき、社会保険（健康保険）に加入させる義務がありながらこれを怠り、その結果として、Cが国民健康保険の被保険者となり、その親で世帯主であるBがCの国民健康保険税につき納税義務を負うこととなったものである。Bは、本来負担する必要のない過大な国民健康保険税を納付せざるを得なくなったのであるから、Bが負担した国民健康保険税に相当する金額は、貴社がCを社会保険に加入させる義務を怠ったために生じた損害である。したがって貴社はこれを賠償する責任があるというべきである」

1週間以内に回答しなければ、損害賠償を求めて提訴すると通告。

→ 文書で弁護士から回答あり。Cを雇用した時点から遡及して社会保険に加入させるという和解案を提案される（実は会社の経営が順調になってきたので、従業員をみな社会保険に入れる予定だったとのこと）

実例 2

2. Cの健康保険への加入手続きが終了した後に、Cの被保険者証を持参して、Bとともに市役所へ。Bが納税者として負担した国民健康保険税の1年8カ月分を市から還付を請求し、その還付を受ける（地方税法19条）。

※ 納税義務者に他の市税の滞納があれば、還付金はそれに充当されることになるので注意（地方税法19条の2）

3. 還付された金額から、Cの社会保険料の1年8カ月分の自己負担額を勤務先に支払う。これにより一応の解決。

ちなみに、市から還付された金額は約37万円。これで社会保険（健康保険、厚生年金保険料）の自己負担分を支払った。後日、国民年金保険料も還付を受けた。

なお、Cが国保税分を納付できなかったのは、自動車のローンとカードローンがあったため。

実例 1 と実例 2 を通して

- 地方税の滞納処分の問題は、役所によって対応が大きく異なる。交渉が必要な時は、本人に同行して役所に行き、国税に関する基本通達などをなるべく示すことが必要。役所の担当者は、そうした通達を知らないことも多いので。
 - 住民票を分ける世帯分離は、医療費の自己負担限度額の認定や親の介護費用負担額を抑えるためなどによく利用されるが、デメリットもある。慎重に。
 - 事例2のように、従業員を社会保険に加入させる義務があっても加入させない事業所は少なくない。6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則がある（健康保険法208条）が、社会保険事務所に通報してもなかなか実効性がない。
 - 『滞納処分対策Q&A』（滞納処分対策全国会議編）は役所との交渉に必要。ぜひお求めください。
- ありがとうございました。